

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律
案要綱

第一 農業近代化資金助成法の一部改正

農業近代化資金に、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金及び施設の復旧に必要な資金を追加すること。

（第二条第三項関係）

第二 農林漁業金融公庫法の一部改正

一 経営体育成強化資金（農業経営基盤強化促進法の認定農業者等以外の農業の担い手の経営改善のための資金）について、農業経営の改善を図るため経営面積の拡大を促進することが特に必要なものとして主務大臣の指定する農業部門以外にも拡大すること。

（別表第二関係）

二 農地等取得資金及び農業構造改善事業推進資金を廃止すること。

（別表第二関係）

第三 農業改良資金助成法の一部改正

一 農業改良資金を、農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産

物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金に改めること。

- (一) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
 - (二) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
 - (三) 家畜の購入又は育成に必要な資金
 - (四) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの
- (第二条関係)

二 農業改良資金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業改良措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならないものとする。こと。 (第七条及び第八条関係)

三 都道府県は、農業者等に対する農業改良資金の貸付けの業務を行う農業協同組合、農業協同組合連合会又は銀行等の金融機関に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付ける事業を行えることとし、その場合に、政府は、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県の行う事業に必要な資

金の一部を貸し付けることができるものとする。

（第三条第二項関係）

第四 農業信用保証保険法の一部改正

農業信用基金協会の保証業務の範囲に、農業改良資金を追加すること。

（第八条関係）

第五 その他

- 一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等
の一部を改正する法律案について

〔従 来〕

〔改 正 後〕

一 般 資 金	農業近代化資金 (農協等の資金に利子補給)	○ <u>認定農業者向けの認定農業者育成確保資金についても、機械・施設が中心で、長期運転資金は対象外</u>	○ <u>認定農業者育成確保資金の資金使途を農林漁業金融公庫の農業経営基盤強化（スーパーＬ）資金に準じて拡大し、長期運転資金を追加</u>
	農林漁業金融公庫資金 〔農協等で対応しがたい超長期又は大規模の資金需要に対応〕	○ 農業経営基盤強化（スーパーＬ）資金は認定農業者向け ○ <u>認定農業者以外の担い手向けの総合的資金である経営体育成強化資金は、土地利用型農業のみが対象</u>	○ 経営体育成強化資金の対象を<u>全農業種目に拡大</u> 〔これに伴い、単品の農地等取得資金等を整理〕
特 別 の 場 合 の 無 利 子 資 金	農業改良資金 〔都道府県の財政資金を無利子で融資〕	○ <u>国が指定する特定の農業技術を導入するための資金</u> ○ <u>都道府県が直接融資</u> ○ <u>機関保証は利用できない</u>	○ <u>担い手の創意工夫で高リスク農業（加工分野・新作物分野・新技術）にチャレンジするための資金に変更</u> ○ <u>農協等による転貸融資方式を追加</u> ○ <u>転貸融資方式は機関保証を利用できるようにする</u>